

平成27年2月6日
総務部税務課
担当 菅野・藤井
内線 3521・3506
外線 076-225-1271

「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）」に対する パブリックコメントの募集について

1 意見募集の趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）による社会保障・税番号制度（以下「番号制度」といいます。）の導入に伴い、石川県税務総合情報システムにおいて、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」といいます。）を保有することが予定されています。

番号法第27条においては、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）で定めるところにより、「基礎項目評価書」を作成するとともに、対象人数等により、①基礎項目評価書の作成のみが義務付けられるか、②基礎項目評価書と重点項目評価書の作成が義務付けられるか、③基礎項目評価書と全項目評価書の作成が義務付けられるかの判定（「しきい値判断」）を実施し、全項目評価書の作成が義務付けられる場合には、その案を公示し、広く意見を求めるものとされています。

本県の「県税等の賦課徴収に関する事務」については、対象人数が30万人以上であるため、「全項目評価書」が義務付けられることとなりましたので、その案を作成し、特定個人情報保護等の内容を公示して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、県民の皆様からの意見を募集するものです。

2 意見の募集概要

（1）募集期間

平成27年2月9日（月）から平成27年3月10日（火）まで

※ 郵送については、最終日の消印有効

（2）募集内容

「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）」に対する意見

（3）資料の入手方法

石川県ホームページの以下のページからダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/270209publiccomment.html>

（※ リンク先のページは2月9日から公開の予定です。）

また、下記の各機関でも資料を閲覧することができます。

- ① 石川県総務部税務課（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎6階）
- ② 石川県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎1階）

- | | |
|---------------|-------------------|
| ③ 石川県小松県税事務所 | (小松市園町ハ108番地の1) |
| ④ 石川県中能登総合事務所 | (七尾市小島町ニ部33番地) |
| ⑤ 石川県奥能登総合事務所 | (輪島市三井町洲衛10部11番1) |

3 意見の提出方法

所定の「意見提出様式」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、意見等を明記し、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、以下のあて先へ提出してください。電話や口頭による意見の受付はいたしませんので、ご了承ください。

また、意見を提出していただく際、題名は「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）に対する意見」としてください。

【あて先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部税務課

F A X 076-225-1275

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

4 意見の取扱い

- (1) 皆さまから提出していただいた意見を十分考慮した上で「県税等の賦課徴収に関する事務 全項目評価書（案）」の見直しを行い、見直し後の評価書と併せて結果を公表いたします。
- (2) 意見に対する個別の回答はいたしません。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表しません。

5 お問い合わせ先

石川県総務部税務課

T E L 076-225-1271

F A X 076-225-1275

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp